「第７０回文化財防火デー」実施要項

１　目　　的　　１月２６日は、昭和２４年に法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼損した日にあたる。
この日を中心として文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動が展開されている。
本市においても、先人が残した貴重な文化遺産を災害等から守るため、文化財の防火診断査察等を実施し、文化財所有者等の防災意識の涵養を図るとともに、市民の文化財に対する理解啓発と愛護思想の高揚を図る。

２　主　　唱　文化庁、消防庁

３　主　　催　須賀川市、須賀川地方広域消防本部

４　協 力 者　指定文化財等所有者、管理者

５　実 施 日　令和６年１月２６日（金）１０：００～１１：００（須賀川地区）
１４：００～１５：００（長沼地区）

６　防火診断対象者及び実施内容等
（１）防火診断対象

No.	対象文化財【指定別】	所在地
1	関下人形【 県指定 】 桐文木彩漆笈【 県指定 】 旧清水山行法寺大日如来像厨子【 市指定 】	北町
2	絹本著色亜欧堂田善画像【 県指定 】	諏訪町
3	永泉寺のコウヨウザン【 県指定 】 狩野安信筆「達磨図」【 市指定 】 永泉寺のシダレザクラ【 市指定 】	長沼字寺前

（２）実施内容
① 防火診断査察
ア　内　　容・・・国、県、市指定文化財等の所有者宅及び所蔵施設等を巡回視察し、管理状況並びに防火体制の整備について指導、協力を求める。
イ　実 施 者・・・須賀川市文化交流部文化振興課、須賀川消防署、所有者

② 消火訓練
ア　内　　容・・・管理者による通報訓練及び消火器を用いた初期消火訓練
イ　実 施 者・・・須賀川市文化交流部文化振興課、長沼消防署、永泉寺住職等

（３）日　　程
【 午前 】10：00　　10：30　　10：40　　11：00
北町　　――　移動（10 分）――　　**諏訪町**

【 午後 】14：00　　15：00
永泉寺（ 通報訓練 ― 初期消火訓練 ― 講評 ― 防火診断 ）